

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十三年六月十四日から同年十月十四日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十三年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）JR高架下開発（二期）

所在地 奈良市三条本町一番一号ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ジェイアール西日本不動産開発株式会社

住所 兵庫県尼崎市潮江一丁目一番六〇号

代表者 森重 鉄雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社光洋

住所 大阪市西区北堀江三丁目一二番二三号

代表者 豊田 靖彦

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年二月二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、六四一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 九三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一〇一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 五二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一九・二九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十三年六月一日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課及び奈良市観光経済部商工労政課

十 縦覧期間

平成二十三年六月十四日から同年十月十四日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで